

【インフルエンザ用】必ず医師が上枠部分を、保護者が下枠部分と裏面の表を記入して提出してください

※ 医師記入欄

罹患証明書

中学・高校 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 番 氏名 \_\_\_\_\_

診 断 名 インフルエンザ ( \_\_\_\_\_ 型)

発症した日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 発症

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名

医 師 名 \_\_\_\_\_ 印

※ 保護者記入欄

早稲田中学校・高等学校 学校長 殿

登校許可願

インフルエンザに罹患し療養していましたが、裏面のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過いたしました。学校保健安全法の基準により、感染症の予防上支障がないと思われますので、本日より登校を許可願います。

出席を停止した期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

※ 裏面の表の月/日を記入し、解熱した日に○印をつけてください（保護者記入）

※ 本用紙は切り離さずにクラス担任へ提出してください

※ クラス担任は、確認後、保健室へ提出してください

保護者の皆様へ

## インフルエンザ出席停止期間の数え方

学校保健安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症には出席停止期間が定められています。この期間は、学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した生徒は出席停止となります。

インフルエンザの出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」となっておりますので、発症後学校への登校許可となるには、次の2つの条件を両方とも満たす必要があります。

1. 発症後5日を経過していること
2. 解熱後2日を経過していること

※ 下の表を参考に発症した日からの日数を計算してください。

※ 月/日を記入し、解熱した日に○印をつけてください。(保護者記入)

発症 解熱	発症0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目	発症8日目
1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後4日目	発症後5日目	登校可		
2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後5日目	登校可		
3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日 発症後5日目	登校可		
4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可	
5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/

※ 発症とは、急な発熱などインフルエンザ様の症状が始まった日で、その日を0日と数えます。

※ 解熱後2日とは、解熱した日を0日と数えます。

※ 解熱とは、37.0℃以下とし、1日のうちどこで測っても37.0℃以下であることが条件となります。

すべての生徒の健康と安全のために、出席停止期間を遵守していただきますように、ご理解とご協力をお願いいたします。